

佐賀県告示第 158 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項の規定による医療扶助のための施術を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 1 項の規定により同法による医療支援給付のための施術を担当させる機関として、次のとおり指定した。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
うちだ整骨院	佐賀市光二丁目 9 番 22 号	平成 27 年 12 月 23 日
まごころ整骨院	佐賀市巨勢町大字牛島 730 番地モラージュ佐賀 北館 2 階	平成 27 年 11 月 11 日